

平成28年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書

(平成28年度11月補正予算等関係(職員の給与に関する条例等の一部改正関係))

県土整備部

平成28年11月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第23号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	県土総務課	1

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部改正について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」の意見を踏まえ、知事の給与等の額の改定を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 全給料表を改める。(平均1.1%引上げ)</p> <p>イ 初任給調整手当の上限額を月額413,800円に引き上げる。(現行 413,300円)</p> <p>ウ 期末手当の支給割合を引き下げる。</p> <p>＜一般の職員の場合＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改 正 案</td> <td>年 2.43 月</td> <td>年 1.57 月</td> <td>年 4.0 月</td> </tr> <tr> <td>現 行</td> <td>年 2.53 月</td> <td>年 1.57 月</td> <td>年 4.1 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 扶養手当の月額を見直す</p> <p>(ア) 配偶者の扶養手当の月額を6,500円に引き下げる。(現行 10,500円)</p> <p>(イ) 子の扶養手当の月額を7,900円に引き上げる。(現行 6,500円)</p> <p>(ウ) 行政職8級以上の職員等の扶養手当を廃止等する(子の扶養手当を除く。)</p> <p>(2) (1)の改正に準じ、次の条例について所要の改正を行う。</p> <p>ア 任期付研究員の採用等に関する条例</p> <p>イ 任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例</p> <p>エ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>オ 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、公布日とする。</p> <p>イ (1)ア及びイは、平成28年4月1日から、(1)エは、平成29年4月1日から適用する。</p> <p>ウ 所要の経過措置を講じる。</p> <p>【参 考】 鳥取県知事等の給与に関する有識者会議の概要 (多数意見) 一般職の職員に準じ、知事等の給与を改定することは差し支えない。</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	合 計	改 正 案	年 2.43 月	年 1.57 月	年 4.0 月	現 行	年 2.53 月	年 1.57 月	年 4.1 月
区 分	期末手当	勤勉手当	合 計										
改 正 案	年 2.43 月	年 1.57 月	年 4.0 月										
現 行	年 2.53 月	年 1.57 月	年 4.1 月										

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

第12条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例(昭和38年鳥取県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,100円</u> とする。	(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,000円</u> とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条、第7条、第8条(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(以下「知事等条例」という。)第2条の規定の適用を受ける職員以外の職員に関する部分に限る。)、第9条、第11条及び第12条の規定並びに附則第7項から第10項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。